

令和4年度

第1回公有財産リフレッシュ会議

- 1 日時 令和4年8月10日(水) 午前10時から
- 2 場所 Web会議
- 3 議題
 - (1) 公有財産最適化推進会議における審議案件について
 - (2) 公有財産最適化推進会議幹事会における専決案件について
 - (3) 未利用財産の売却計画(令和2～4年度)について
 - (4) その他

徳島県公有財産リフレッシュ会議委員名簿

(任期:令和4年6月4日から令和6年6月3日)		
氏名	職名	備考
青野 透	徳島文理大学総合政策学部教授	
喜多 三佳	四国大学経営情報学部教授	
木下 慎次	徳島県町村会常務理事	
西村 智子	弁護士	
真鍋 恵美子	公認会計士・税理士	

※50音順

徳島県公有財産リフレッシュ会議設置要綱

(設 置)

第1条 公有財産は県民全体の貴重な資産であり、適切な維持管理を行うとともに、積極的な有効活用を図らなければならない。この目的を達成するため、外部の有識者から意見・提言を聴取し、公有財産の適正な取得及び管理の手法並びに未利用財産の活用方法及び処分手法を検討する機関として徳島県公有財産リフレッシュ会議（以下「会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 会議は、公有財産に関し、次に掲げる事項について検討し、意見・提言を行うものとする。

- (1) 公有財産の適正な取得及び管理を図っていくための手法
- (2) 未利用財産の有効活用方法及び処分手法
- (3) 民間活力導入を図るための手法
- (4) その他公有財産の適正管理及び有効活用を図るための事項

(組 織)

第3条 会議は、委員6名以内で組織する。

(委 員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) その他知事が適当と認める者
- 2 委員の任期は2年以内とし、再任されることを妨げない。
- 3 任期途中の交代または増員の場合についての任期は、他の委員の残任期間と同じとする。

(会 長)

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

(会 議)

第6条 会議は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 会議の庶務は、経営戦略部管財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月4日から施行する。

(議題 1)

公有財産最適化推進会議における審議案件について

公有財産最適化推進会議 持ち回り審議済案件

一 覧 表

(令和4年3月～4年7月分)

番号	課名	区分	種別	名称	所在地番	公簿面積(m ²)	実測面積(m ²)	価額(円)	建物等の有無	現況	備考	処理方針	頁
1	グリーン社会推進課	貸付	土地建物	グリーン社会推進課分庁舎	徳島市西新浜町2丁目70	(土地)2,980.97 (建物)1,097.38	75.00 295.40	179,028 4,050,843	有	宅地		公募により貸付け	1
2	文化・未来創造課	取得	土地	徳島文化芸術ホール(仮称)用地	徳島市徳島町城内1-20ほか3筆	3,207.73	3,209.15	(498,000,000)	無	宅地		徳島市より譲り受け(無償)	9

(PFI事業)

番号	課名	区分	種別	工事内容	工事期間	全体事業費	定量評価	定性評価	備考	処理方針	頁
1	都市計画課	検討	改築	オロナミンC球場内野スタンド改築工事	基本設計を踏まえて設定	10億円以上	PFI手法より従来手法が有利	PFI手法より従来手法が適している		PPP/PFI不採用	16

1 案件	グリーン社会推進課分庁舎の一部貸付について
2 処理の種類	①使用許可（有償・〔 〕%減額，免除） ②貸付（有償・〔 〕%減額，無償）
3 財産の概要	(1) 財産の種類 <input checked="" type="checkbox"/> 土地・ <input checked="" type="checkbox"/> 建物・その他（ ） (2) 財産の所在地 徳島市西新浜町2丁目70 ①地目（宅地） ②土地面積（登記：2,980.97㎡） （実測：2,980.97㎡） (3) 現状 グリーン社会推進課分庁舎の一部 〔建物の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 (4) 財産の概要 【建物の沿革】 ・S50.3.11 交通機動隊庁舎として建設 ・H28.7.19 警察本部拠点整備課より県民環境部環境首都課（現：危機管理環境部グリーン社会推進課）に所管換 【貸付箇所】 ・建物貸付部分 グリーン社会推進課分庁舎の一部 2階 会議室 (1) 152.10㎡ 2階 会議室 (2) 21.00㎡ 2階 倉庫 4.30㎡ 1階 工具室 (1) 21.20㎡ 1階 作業スペース 96.80㎡ 計 295.40㎡ ・土地貸付部分 駐車場 6台分 12.50㎡ × 6台 = 75.00㎡
4 処理しようとする理由	グリーン社会推進課分庁舎には事務室、会議室等が確保されており、空きスペースがある。 当該財産について行政目的に利用されないと見込まれる期間が，借受け希望期間の始期から1年以上あると見込まれること等から，徳島県行政財産（庁舎等）貸付基準第4条の規定により，地方自治法第238条の4第2項第4号に規定する「余裕がある部分」に該当し，同号の規定により庁舎空きスペースの貸付を行う。 徳島県行政財産（庁舎等）貸付基準（抜粋） （余裕がある部分） 第4条 法第238条の4第2項第4号に規定する「余裕がある部分」とは，次に掲げる事項のいずれにも該当する場合をいう。 (1) 行政目的に利用されないと見込まれる期間が，借受け希望期間の始期から1年以上あると見込まれること。 (2) 職員，来庁者，車両等の通行の妨げとならない場所であること。

	<p>地方自治法（抜粋） （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 2 行政財産は、次に掲げる場合には、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、または私権を設定することができる。 四 行政財産のうち庁舎その他の建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地（以下この号において「庁舎等」という。）についてその床面積又は敷地に余裕がある場合として政令で定める場合において、当該普通地方公共団体以外の者（当該庁舎等を管理する普通地方公共団体が当該庁舎等の適正な方法による管理を行う上で適当と認める者に限る。）に当該余裕がある部分を貸し付けるとき（前三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）。</p>
<p>5 評価額</p>	<p>建物貸付料（予定） 4,050,843円 土地貸付料（予定） 179,028円</p> <hr/> <p>〔算定根拠〕 普通財産（土地・建物）貸付料算定基準により算定</p> <p>【建 物】 4,050,843円 建物貸付料相当額（貸付面積に相当する建物評価額×12/100）＋ 土地貸付料相当額（建物の建て面積に相当する土地に対応する価格 ×建物貸付面積／建物の延べ面積×3.7/100） ＝27,486,492円×12/100＋38,575,278円×295.40㎡/1,097.38㎡×3.7/100 ＝3,682,585円 3,682,585×1.10＝4,050,843円（税込）</p> <p>【駐 車 場】 179,028円 土地貸付料（土地価格/㎡×貸付面積×3.7/100） ＝58,650円/㎡×75.00㎡×3.7/100 ＝ 162,753円 162,753円×1.10＝ 179,028円（税込）</p>
<p>6 特 記 事 項</p>	<p>公募により貸付を行うこととし、選定委員会において貸付先を選定する。</p>
<p>7 関 係 図 面</p>	<p>別添のとおり。</p>

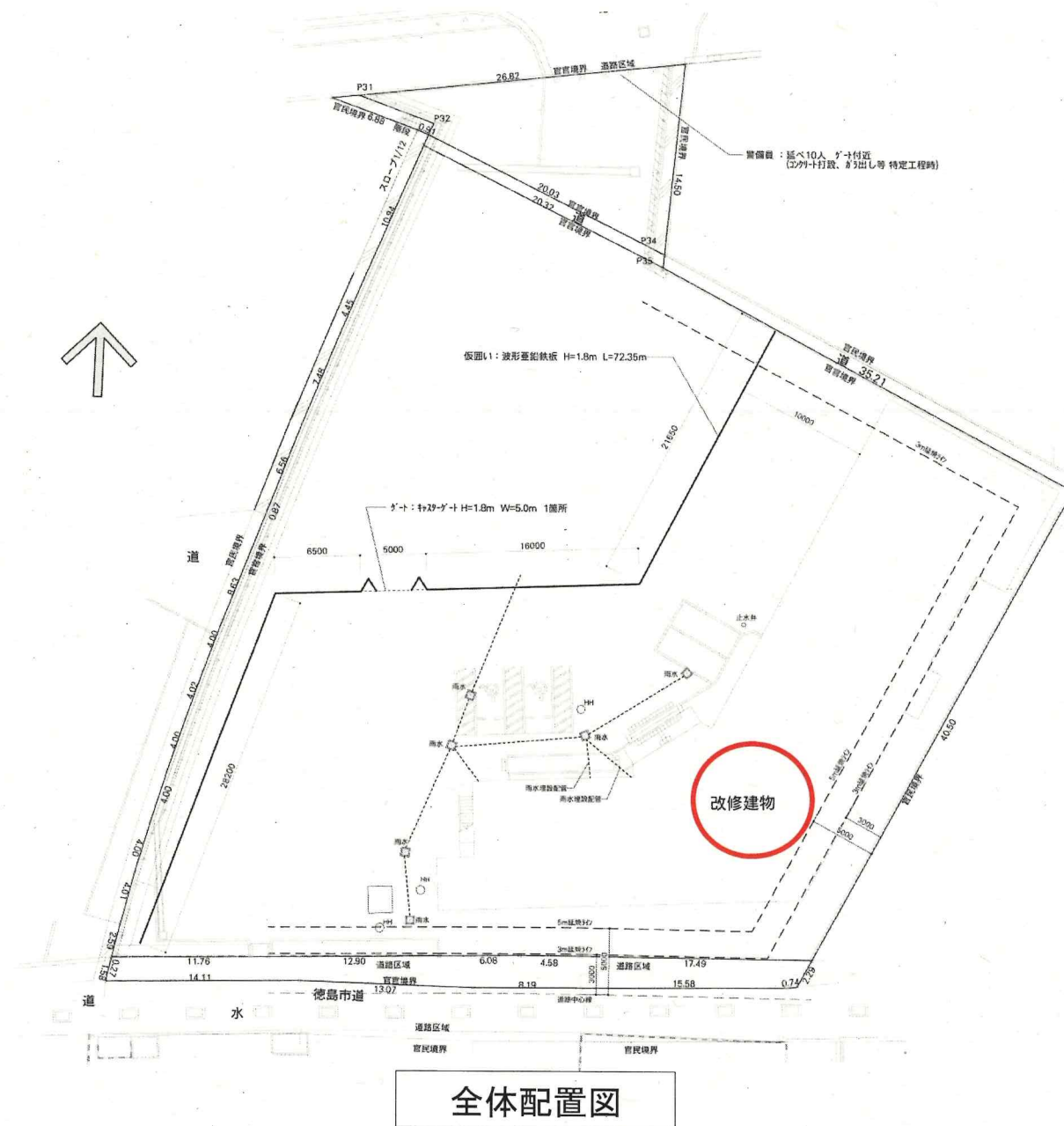
貸付するに至った経緯

- ・ グリーン社会推進課分庁舎の一部をNPO法人等に貸付することにより、県有財産の有効活用を図るとともに、脱炭素社会の実現に向けて、CO2吸収源対策、CO2排出削減対策、環境保全活動及び環境学習教育等の協働活動を加速させる。

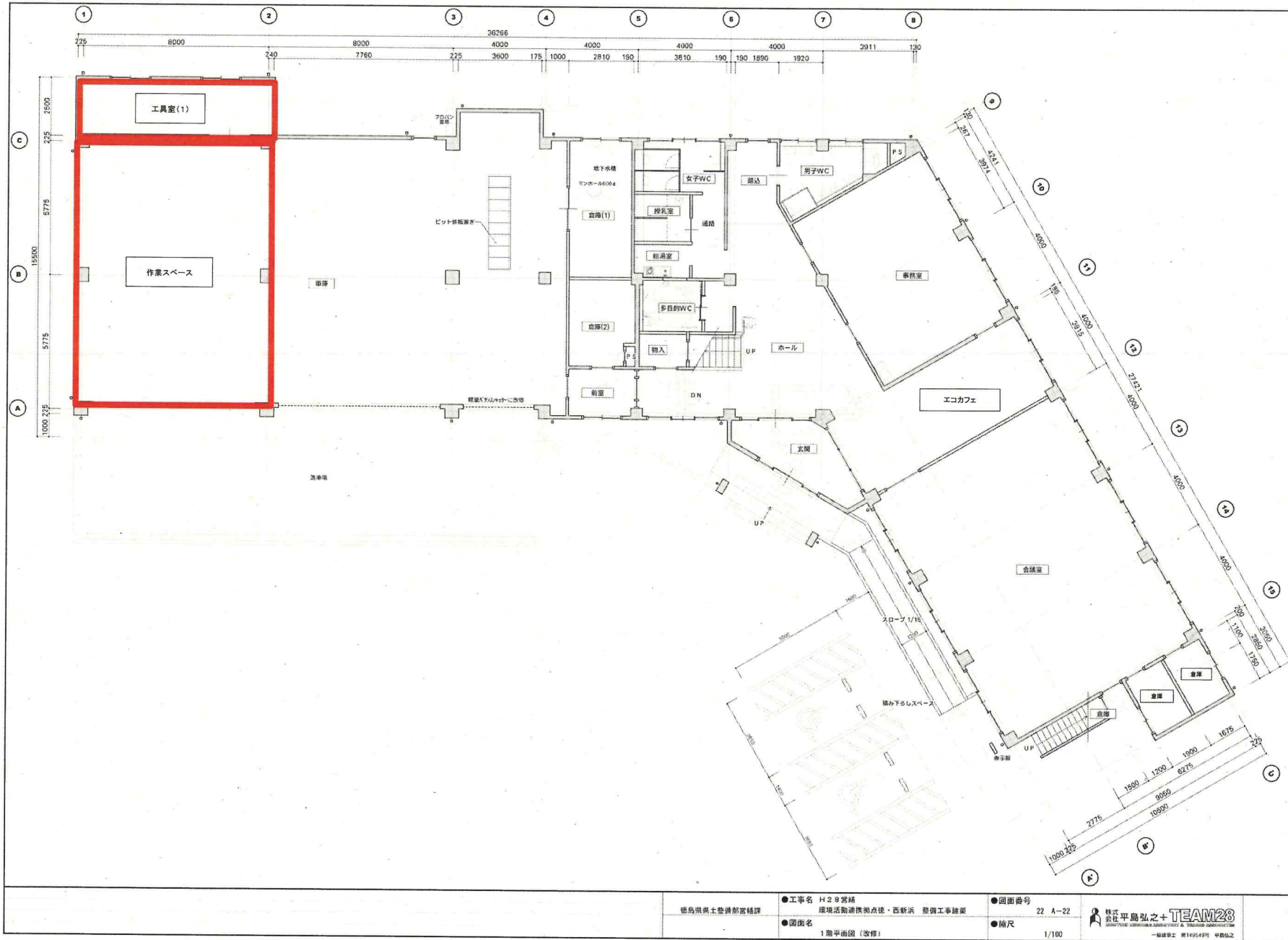
貸付の必要性

- ・ 本県においては、「気候変動の脅威を迎え撃つ」との気概を持ち、全国に先駆けて気候変動に関する「新たな条例」を制定（H28.10.24）するとともに、国を上回る温室効果ガスの「削減目標の設定」、気候変動に適切に対応するための「適応戦略の策定」を「三本の矢」とした「脱炭素社会の実現」に向けた土台作りに取り組んでいる。
- ・ 「脱炭素社会」を具現化していくためには、水素や自然エネルギーの導入の加速化、県民や事業者への積極的な普及啓発、若い世代を中心とした環境学習教育の充実強化を図っていく必要がある。
- ・ 県有財産の一部について、平成28年度から貸付の公募（対象：県内のNPO法人等）を行い、選定した団体（徳島県森林組合連合会）と現在まで森林整備などのCO2吸収源対策、省エネ、創エネ、蓄エネなどのCO2排出削減対策、ゴミゼロなどの環境保全活動、さらには、幼少期から高齢期まであらゆる世代を対象にした環境教育・学習による人材育成など、協働して効果的に活動を推進し、本県における環境負荷の低減に相乗効果を得るよう、努めてきたところであるが、この度、貸付期間の満了（令和4年3月15日）を迎えるため、再度、貸付の公募を行うものである。
- ・ 国を上回る温室効果ガスの削減目標を達成し、全国に先駆けて「脱炭素社会」を実現するためには、気候変動対策に連携して取り組み、協働して活動のできる団体に再度貸し付けることが必要である。

グリーン社会推進課分庁舎関係図面（全体配置図、位置図）

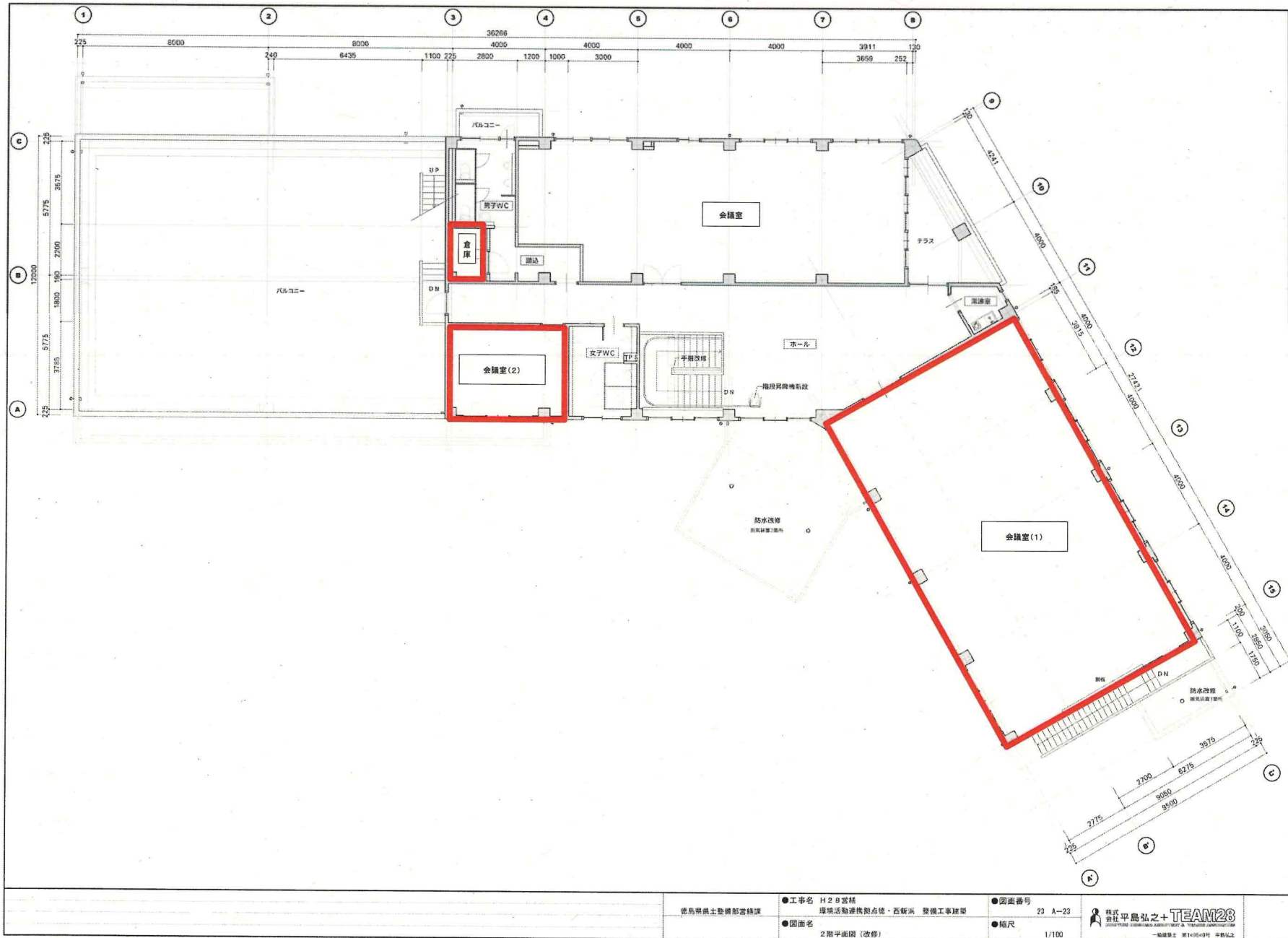


グリーン社会推進課分庁舎・建物平面図（貸付箇所・1階部分）

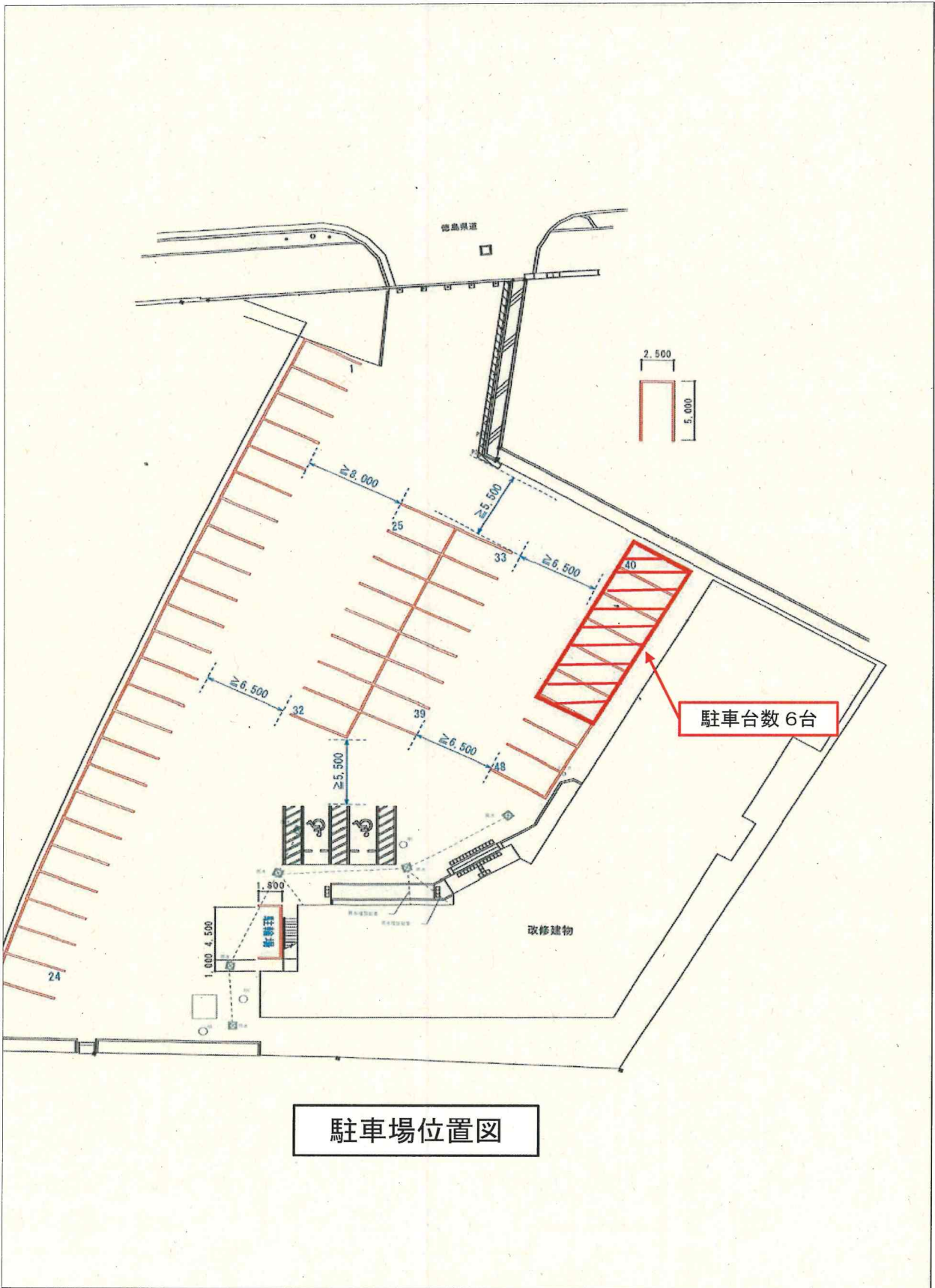


徳島県農土整備部畜産課	●工事名 H28年度 環境活動推進拠点棟・西新浜 整備工事建築	●図面番号 22 A-22	株式会社平島弘之+TEAM28 <small>ARCHITECTURE DESIGN & CONSULTING</small> 〒770-0001 徳島県徳島市東区南町1丁目1番1号 TEL: 087-821-1111 FAX: 087-821-1112
	●図面名 1階平面図（改修）	●縮尺 1/100	

グリーン社会推進課分庁舎・建物平面図（貸付箇所・2階部分）



徳島県県土整備部管理課 ●工事名 H29宮崎 環境活動推進拠点棟・西新浜 整備工事建築 ●図面名 2階平面図（改修）	●図面番号 23 A-23 ●縮尺 1/100	株式会社 平島弘之+TEAM28 一級建築士 第14054号 平島弘之
---	----------------------------	--



駐車場位置図

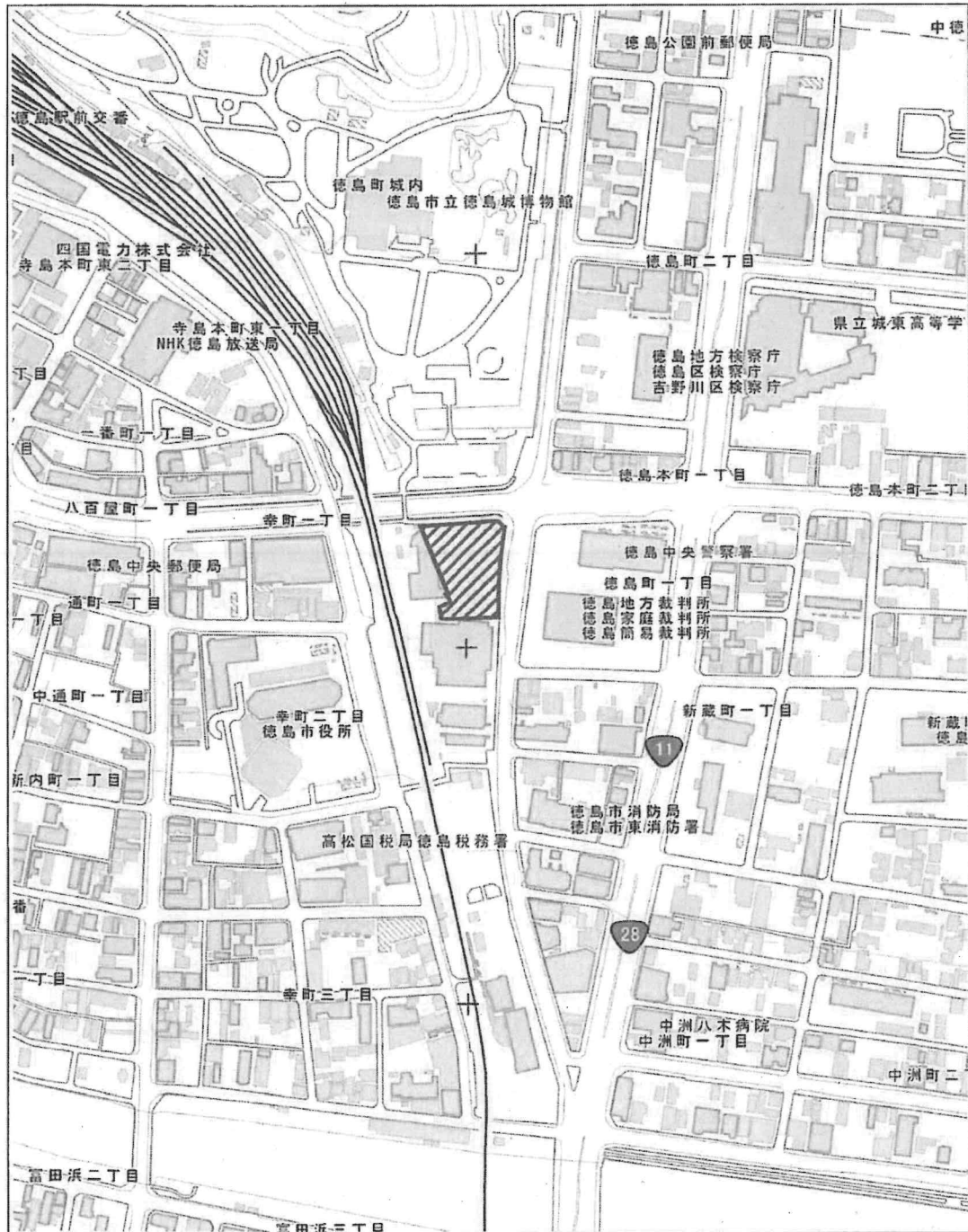


【令和4年度公有財産最適化推進会議提出資料】

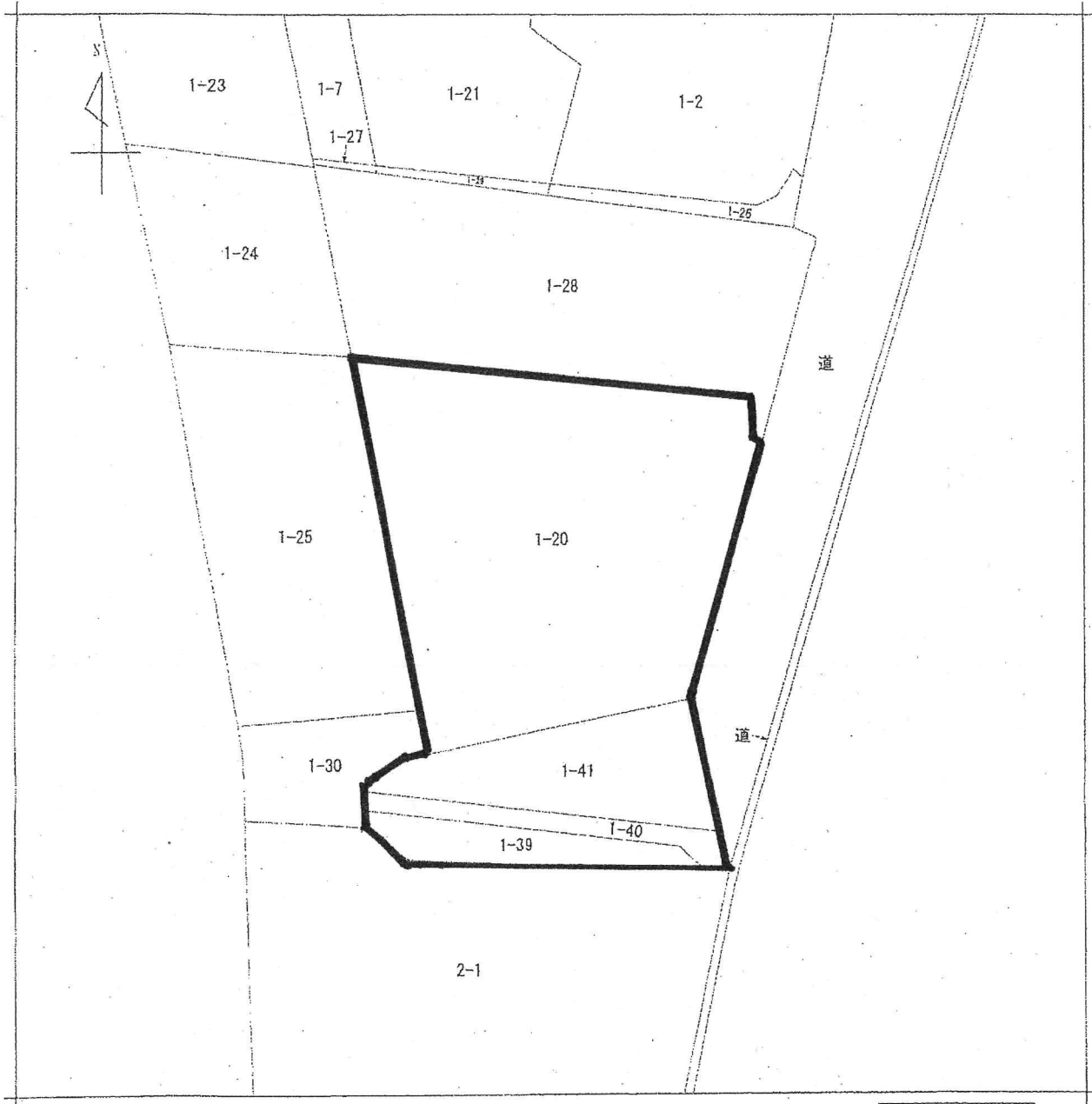
〔所管課：文化・未来創造課〕

1 案件	徳島文化芸術ホール（仮称）用地
2 処理の種類	①譲り受け（無償）
3 財産の概要	<p>(1) 財産の種類 <input checked="" type="checkbox"/>土地・建物・その他（ ）</p> <p>(2) 財産の所在地 徳島市徳島町城内 1-20、1-39、1-40、1-41</p> <p>①地目（宅地、雑種地、公衆用道路） ②地積（登記：3,207.73㎡） （実測：3,209.15㎡）</p> <p>(3) 現状 1-20については、旧徳島市文化センター敷地として利用されていたが、文化センター解体後は更地となっている。 1-39、1-40、1-41については市道敷地となっており、市において用途廃止した後、県へ譲与することとしている。 [建物の有無：有・<input checked="" type="checkbox"/>無]</p> <p>(4) 財産の概要 1-20 宅地（2,395.73㎡）、1-39 雑種地（111.87㎡）、 1-40 公衆用道路（176.26㎡）、1-41 雑種地（525.29㎡）</p>
4 処理しようとする理由	<p>徳島市と令和3年3月26日付けで締結した「県市協調新ホール整備に関する基本協定」第8条に基づき、市から新ホール建設用地として譲り受けるものである。</p> <p>なお、土地譲与に関し、市から令和4年3月31日までに譲り受けることとしていたが、徳島市との手続きの調整に加え、今回の譲与が負担付贈与にあたるため、6月定例県議会にて提案し、議決後に契約締結を行う必要があることから、本協定第8条の譲与期日を、令和4年3月31日から令和4年7月31日へ変更した。</p> <p>【参考：県市協調新ホール整備に関する基本協定（抄）】 （土地譲与等）</p> <p>第8条 市は、新ホール建設用地として、文化センター跡地の市有地部分及び隣接する市道（市立文化センター線）敷地について、必要な手続により用途廃止を行った上で、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月30日、徳島市条例第15号）」に基づき、県と市とが別途土地の譲与に係る契約を締結し、令和4年7月31日までに県に譲与する。</p> <p>2 県は、前項の市道の用途廃止に関連し、新ホールの整備に当たって、建設用地内を東西に通行し、市道（中洲・徳島線）に接続する自由通路（新ホールの建物内通路を含む。）を確保する。</p>
5 評価額	<p>498,000千円 *譲り受け（無償）</p> <p>〔算定根拠〕徳島市が実施した不動産鑑定評価額による $155,000\text{円}/\text{m}^2 \times 3,209.15\text{m}^2 \approx 498,000\text{千円}$</p>
6 特記事項	
7 関係図面	別添のとおり

位置図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp/>) をもとに徳島市が作成



地番区域見出
徳島町
城内

請求部	所在	徳島市徳島町城内			地番	1番20		
出力縮	縮尺不明	精度分	座標系又座番は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	昭和52年8月8日			備付年月日(原図)			補事項	

登記年月日：令和3年3月29日

土地所在図 地積測量図

地番	1-20
土地の所在	徳島市徳島町城内

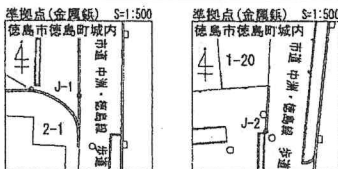
座標求積表

地番	① 1-20				
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)	Y _n	距離
KA19	119293.071	97518.081	1912622.122653		1.04
KA04	119294.109	97518.148	1067531.166156		9.92
KA05	119304.018	97518.736	2682935.464832		17.71
KA06	119321.621	97520.713	2481219.500859		7.88
NR262C	119329.461	97521.539	922358.715862		1.62
KA07	119331.079	97521.709	169980.338787		1.19
KA08	119331.204	97520.516	234146.758916		2.40
KA09	119333.480	97519.753	428111.715670		3.80
KA10	119335.594	97516.595	222825.419575		1.49
KA11	119335.765	97515.105	-15212.356380		4.64
NR260A'	119335.438	97510.474	-185464.921548		19.94
NR259	119333.863	97490.587	-299783.555025		20.04
NR258	119332.363	97470.596	-199912.192396		7.16
KA12'	119331.812	97463.456	-502969.110336		54.40
KA15'	119280.757	97482.242	-5022187.625598		1.30
KA16'	119280.293	97481.023	-610328.685003		6.45
KA20	119274.496	97483.856	1245648.711968		38.94
倍面積					4791.468992
面積					2395.7344960
地積					2395.73 m ²

引照点・境界点表			
点名	X座標	Y座標	
器械点 J-2	119289.572	97517.947	
後视点 J-1	119261.699	97517.700	
境界点名	角度	距離	
KA04	182-01-44	4.541	
KA05	182-37-06	14.468	
KA06	184-25-30	32.168	
KA07	184-40-16	41.677	
KA08	183-01-24	41.711	
KA09	181-50-51	43.945	
KA10	177-48-34	46.042	
KA11	175-58-18	46.280	
KA12'	127-16-27	68.946	
KA15'	75-37-27	38.777	
KA16'	75-23-09	38.072	
KA19	181-41-07	3.502	
KA20	65-38-09	37.276	
NR258	131-35-47	63.822	
NR259	147-47-14	52.060	
NR260A'	170-14-18	46.471	
NR262C	184-38-16	40.050	

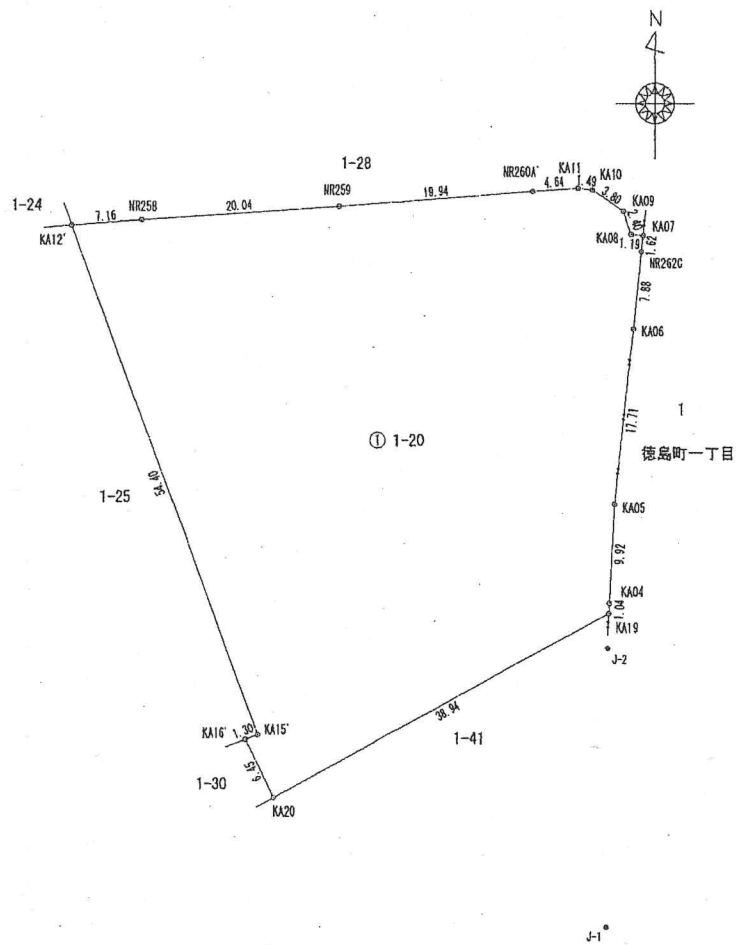
街区基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	種別
4A296	119365.003	97537.674	金属標
20A15	119351.914	97442.144	金属標



調査番号 21000071
 世界測地系座標番号 IV
 測量年月日 令和3年1月28日

作成者	徳島市南矢三町一丁目7番37-201 土地家屋調査士 田中利明 (令和3年3月16日作成)	申請人	徳島市長 内藤佐和子	縮尺	1/500
-----	--	-----	------------	----	-------



登記年月日：令和3年3月29日

土地積測量図

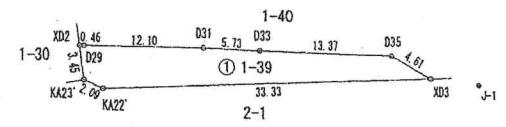
地番	1-39
土地の所在	徳島市徳島町城内



座標求積表

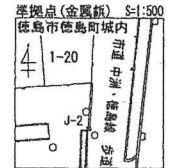
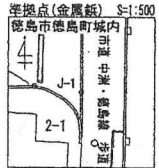
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)	Y _n 距離
XD2	119265.438	97477.061	-332006.869786	3.45
KA23'	119262.018	97477.523	-418665.961285	2.09
KA22'	119261.143	97479.431	33240.485971	33.33
XD3	119262.358	97512.748	338076.697316	4.61
D35	119264.610	97508.717	258958.239522	13.37
D33	119265.025	97495.349	62397.023360	5.73
D31	119265.250	97489.623	38898.359577	12.10
D29	119265.424	97477.524	18325.774512	0.46
倍面積				223.749207
面積				111.8746035
地積				111.87 m

点名	X座標	Y座標
番根点 J-1	119261.699	97517.700
後視点 J-2	119289.572	97517.947
境界点名 角度 距離		
D29	274-47-22	40.348
D31	276-42-01	28.301
D33	277-57-22	22.597
D35	287-26-51	9.443
KA22'	268-39-35	38.273
KA23'	268-56-50	40.178
XD2	274-44-56	40.811
XD3	277-05-02	4.996



街区基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	種別
4A296	119365.003	97537.674	金属紙
20A15	119351.914	97442.144	金属標



調査番号 2100007 世界測地系座標番号 IV 測量年月日 令和3年1月28日

作成者 徳島市南矢三町一丁目7番37-201号 土地家屋調査士 田中利明 (令和3年3月16日作成)

申請人 徳島市長 内藤佐和子

縮尺 1/500

登記年月日：令和3年3月29日

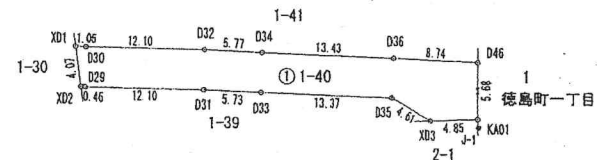
土地積測量図

地番	1-40
土地の所在	徳島市徳島町城内

座標求積表

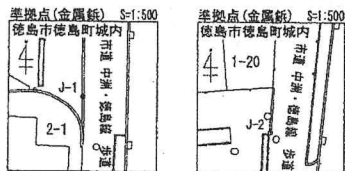
測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _{n-1}) Y _n	距離
XD1	119269.478	97476.515	-389808.583485	4.07
XD2	119265.438	97477.061	-395172.005294	0.46
D29	119265.424	97477.524	-18325.774612	12.10
D31	119265.250	97489.623	-38898.358577	5.73
D33	119265.025	97495.349	-62397.023360	13.37
D35	119264.610	97508.717	-259958.239522	4.61
XD3	119262.359	97512.748	-202241.439352	4.85
KA01	119262.536	97517.602	571258.112516	5.68
D46	119268.217	97517.605	587543.570125	8.74
D36	119268.561	97508.871	78884.676639	13.43
D34	119269.026	97495.449	67661.841606	5.77
D32	119269.255	97489.674	40068.256014	12.10
D30	119269.437	97477.575	21737.499225	1.06
倍面積				352.531023
面積				176.2655115
地積				176.26 m ²

引照点・境界点表			
点名	X座標	Y座標	
器械点 J-1	119261.699	97517.700	
後视点 J-2	119289.572	97517.947	
境界点名		角度	距離
D29	274-47-22		40.348
D30	280-24-27		40.864
D31	276-42-01		28.301
D32	284-34-51		29.027
D33	277-57-22		22.597
D34	287-43-06		23.426
D35	287-25-51		9.443
D36	307-20-49		11.182
D46	358-39-26		6.519
KA01	352-48-51		0.843
XD1	280-11-18		41.913
XD2	274-44-56		40.811
XD3	277-05-02		4.996



街区基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	種別
4A296	119365.003	97537.674	金属紙
20A15	119351.914	97442.144	金属標



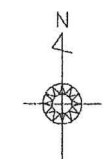
調査書番号 2100007 世界測地系座標系番号 IV 測量年月日 令和3年1月28日

作成者	徳島市南矢三町一丁目7番37-201 土地家屋調査士 田中利明 (令和3年3月16日作成)	申請人	徳島市長 内藤佐和子	縮尺	1/500
-----	---	-----	------------	----	-------

登記年月日：令和3年3月29日

土地積測量図

地番	1-41
土地の所在	徳島市徳島町城内



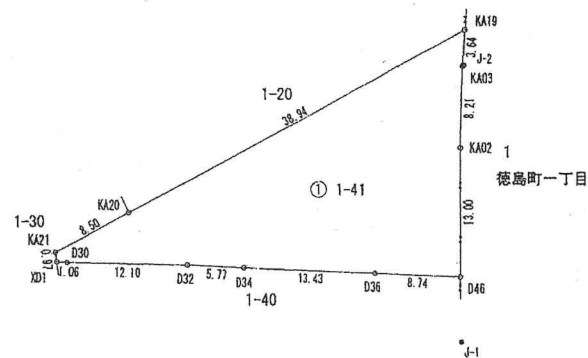
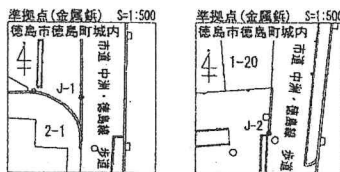
座標求積表

測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} -X _n)(Y _n -Y _{n+1})	距離
KA20	119274.496	97483.856	-2205962.177424	8.50
KA21	119270.442	97476.385	-489136.499930	0.97
XD1	119269.478	97476.515	-97963.897575	1.06
D30	119269.437	97477.575	-21737.499225	12.10
D32	119269.255	97489.674	-40068.256014	5.77
D34	119269.026	97495.449	-67661.841606	13.43
D36	119268.561	97508.871	-78884.676639	8.74
D46	119268.217	97517.605	1234865.432115	13.00
KA02	119281.224	97517.612	2069323.726640	8.21
KA03	119289.437	97517.847	1155293.933409	3.64
KA19	119293.071	97518.081	-1457017.646221	38.94
	倍面積	1050.595530		
	面積	525.2977650		
	地積	525.29 m ²		

点名	X座標	Y座標
番根点 J-2	119289.572	97517.947
後視点 J-1	119261.699	97517.700
境界点名	角度	距離
KA20	65-38-09	37.276
KA21	64-46-36	45.753
XD1	63-37-10	46.048
D30	62-59-06	45.114
D32	53-47-28	34.816
D34	47-05-19	30.468
D36	22-51-17	22.887
D46	0-24-35	21.358
KA02	1-47-25	8.355
KA03	36-01-16	0.168
KA19	181-41-07	3.502

街区基準点座標一覧表

測点名	X座標	Y座標	種別
4A296	119365.003	97537.674	金属板
20A15	119351.914	97442.144	金属標



調査番号 2100007
 世界測地系座標番号 IV
 測量年月日 令和3年1月28日

作成者 徳島市南矢三町一丁目7番37-20号
 土地家屋調査士 田中利明 (令和3年3月16日作成)

申請人 徳島市長 内藤佐和子
 縮尺 1/500

オロナミンC球場内野スタンド改築に係るPFI事業の検討について

「徳島県PPP/PFI手法導入優先的検討規程(平成30年4月1日より施行)」により、公共施設等の整備等に関するPFI事業の実施について、事業費の総額(運営等事業費を除く)が10億円以上の建築物又はプラントの整備等は、優先的検討の対象である。

1 事業概要

- (1) 工事内容 オロナミンC球場内野スタンド改築
- (2) 工事期間 基本設計を踏まえて設定
- (3) 施設設置者 県土整備部都市計画課
- (4) 施設管理者 未来創生文化部スポーツ振興課
指定管理者 (公財)徳島県スポーツ協会

2. 定量評価 (VFM簡易算定ツールでVFMを試算)

- (1) 事業方式 BTO方式
(PFI事業者が自ら資金調達を行い、施設を建設した後、その施設の所有権を公共に移転した上で、契約期間にわたりPFI事業者がその施設の維持管理・運営を行う方式)
- (2) 事業範囲 オロナミンC球場内野スタンド改築及び球場の維持管理・運営
- (3) VFMの試算結果
VFM試算結果より、従来方式の方が費用総額を抑えられるためコスト面で有利。

3. 定性評価

- (1) 民間ノウハウの活用可能性
 - ・維持管理においては、既に指定管理者制度を導入し、民間事業者の有するノウハウが発揮されており、さらなる効率的な維持管理は期待できない。
 - ・収益施設が野球場のみであり、小中高生の大会や練習を主たる目的としており、プロ野球の誘致も可能であるが、民間事業者の創意工夫の余地は少ない。
- (2) 事業目的の達成実現性
 - ・内野スタンドの老朽化が進行しており、利用団体等から早急な改築の要望があり、一日も早い安全で快適な利用環境の確保が必要であるが、PFI方式の場合、事業者選定に期間を要し、従来方式に比べ工期が2年遅れる。

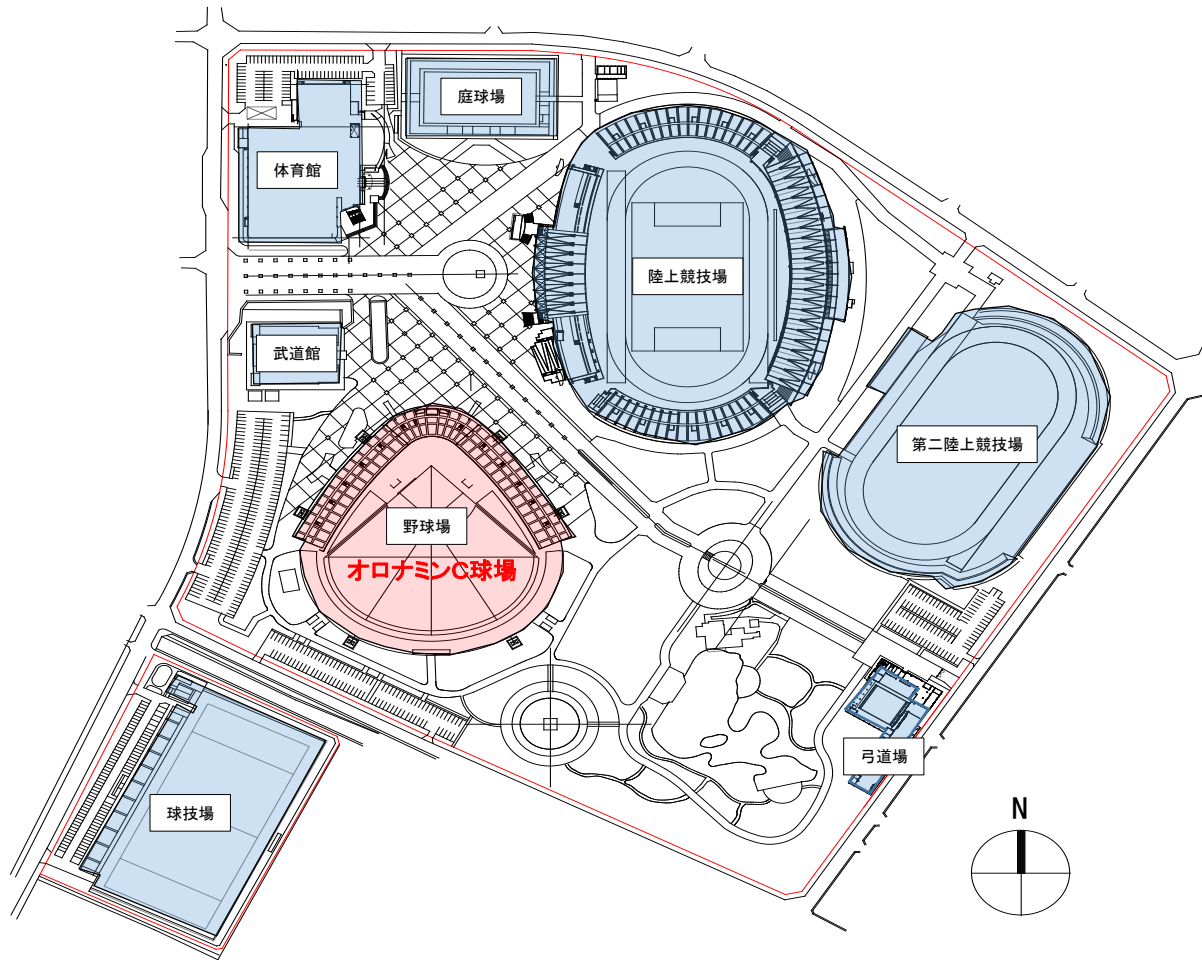
4. 総合評価

本事業は、定量的評価において、PFI方式で実施しても、従来方式で実施する場合と比較しても、財政負担の軽減が見込まれない。

また、定性的評価においては、整備手法が現在の敷地内で、内野スタンドのみを改築する工事であり、民間事業者の創意工夫が発揮できる余地は少ない。

以上より、従来方式の実施が適していると考えられる。

オロナミンC球場内野スタンド改築事業



(議題 2)

公有財産最適化推進会議幹事会における専決案件について

公有財産最適化推進会議幹事会 専決案件 一 覧 表

番号	課名	区分	種別	名称	所在地番	公簿面積(m ²)	貸付等面積(m ²)	価額(円)	建物等の有無	現況	備考	処理方針
1	運輸政策課	貸付	土地	徳島市津田海岸町県有地	徳島市津田海岸町1125-175	11,898の一部	600.00	231,541	無	雑種地		(株)井上組に有償貸付
2	管財課	貸付	土地	教職員公舎小松島団地跡地	小松島市江田町大江田132-7	1,832.52の一部	297.00	87,942	無	宅地		井上建設(株)に有償貸付
3	教育委員会 福利厚生課	貸付	土地 建物	教職員公舎石井団地	名西郡石井町石井字石井14-2 ほか	2,587.60の一部 (40戸)	139.38 (69.69/戸)	503,424 (251,712/戸)	有	宅地	1戸あたり 駐車場1台 付き	ウクライナ避難民に無償 貸付(2戸)
4	教育委員会 福利厚生課	貸付	土地 建物	教職員公舎柳島団地	阿南市柳島町八剣68-1ほか	1,963.62の一部 (30戸)	137.92 (68.96/戸)	553,584 (276,792/戸)	有	宅地	1戸あたり 駐車場1台 付き	ウクライナ避難民に無償 貸付(2戸)
5	職員厚生課	貸付	土地 建物	新浜本町職員住宅	徳島市新浜本町1丁目8番地33	1,039.50の一部 (15戸)	207.90 (69.30/戸)	1,002,888 (334,296/戸)	有	宅地	1戸あたり 駐車場1台 付き	ウクライナ避難民に無償 貸付(3戸)
6	職員厚生課	貸付	土地 建物	新浜Ⅱ職員住宅	徳島市新浜町2丁目4番地14	819.77の一部 (15戸)	202.23 (67.41/戸)	1,061,928 (353,976/戸)	有	宅地	1戸あたり 駐車場1台 付き	ウクライナ避難民に無償 貸付(3戸)
7	住宅課	貸付	建物	鴨島呉郷団地県営住宅	吉野川市鴨島町飯尾字呉郷 550-5ほか	28,841.66の一部 (369戸)	201.8 (66.87/戸) (68.06/戸)	872,400 (288,000/戸) (296,400/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償 貸付(3戸)
8	住宅課	貸付	建物	石井菅我団地県営住宅	名西郡石井町石井字石井 1451-1ほか	17,732.03の一部 (305戸)	122.6 (58.32/戸) (64.28/戸)	526,800 (246,000/戸) (280,800/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償 貸付(2戸)
9	住宅課	貸付	建物	阿南団地県営住宅	阿南市津乃峰町長浜18番地ほ か	8,370.80の一部 (152戸)	138.16 (69.08/戸) (69.08/戸)	636,000 (314,400/戸) (321,600/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償 貸付(2戸)
10	住宅課	貸付	建物	松茂西団地県営住宅	板野郡松茂町中喜来字蔵野1 番地ほか	9,630.44の一部 (144戸)	61.10	282,000	有	宅地		ウクライナ避難民に無償 貸付(1戸)

番号	課名	区分	種別	名称	所在地番	公簿面積(m ²)	貸付等面積(m ²)	価額(円)	建物等の有無	現況	備考	処理方針
11	住宅課	貸付	建物	松茂東団地県営住宅	板野郡松茂町満穂字満穂開拓55番地ほか	3,533.12の一部 (48戸)	179.07 (59.69/戸)	802,800 (267,600/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償貸付(3戸)
12	住宅課	貸付	建物	名東町団地県営住宅	徳島市名東町2丁目408ほか	8,821.79の一部 (130戸)	108.49 (50.03/戸) (58.46/戸)	508,800 (231,600/戸) (277,200/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償貸付(2戸)
13	住宅課	貸付	建物	竜王団地県営住宅	徳島市国府町竜王6-1ほか	16,810.99の一部 (219戸)	133.22 (66.61/戸)	610,800 (309,600/戸) (301,200/戸)	有	宅地		ウクライナ避難民に無償貸付(2戸)
14	住宅課	貸付	建物	北島田町団地県営住宅	徳島市北矢三町4丁目61-19ほか	6,521.62の一部 (88戸)	63.34	327,600	有	宅地		ウクライナ避難民に無償貸付(1戸)
15	住宅課	貸付	建物	万代町団地県営住宅	徳島市万代町5丁目22-9ほか	5,990.71の一部 (112戸)	51.06	308,400	有	宅地		ウクライナ避難民に無償貸付(1戸)
16	畜産振興課	交換	土地	(県有地) 岩倉県有地	美馬市脇町字小星748-2	4,740の一部	138.88	180,323	無	農地		美馬市と等価交換
				(市有地) 法定外公共物	美馬市脇町字小星748-2ほか 地先	—	138.71		無	里道		
17	管財課	使用許可	土地 建物	吉野川合同庁舎2階一室及び駐車場	吉野川市川島町宮島字南中須736番地1	(土地) 9,682.97 (建物) 4,173.22	14.00 39.14	6,790 114,477	有	宅地		(一社)藍産業振興協会に使用許可
18	用地対策課	貸付	土地	徳島市南末広町代替用地	徳島市南末広町23-107	169.13	169.13	95,667	無	宅地		(株)島出建築事務所に無償貸付

(議題3)

未利用財産の売却計画（令和2～4年度）について

未利用財産（土地・建物）売却計画（令和2～4年度）

No.	名 称	所 在 地	建 物	土 地 面 積 (㎡)	落札金額	備考
1	労働福祉会館駐車場	徳島市昭和町3丁目35-7	無	498.76		
2	旧徳島テクノスクール用地	徳島市南島田町2丁目25ほか	有	13,444.63		
3	県営貯木場管理事務所	徳島市新浜町1丁目497-9	有	316.00		
4	農業研究所旧鴨島分場庁舎敷地	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷88-5	有	4,471.02		
5	旧農業研究所鴨島分場南ほ場	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷27-1	無	5,308.62		
6	旧農業研究所鴨島分場東ほ場	吉野川市鴨島町鴨島字殿郷126-1ほか	無	3,469.08		
7	徳島小松島港開発事務所（小松島詰所）	小松島市小松島町字新港37-7ほか	有	1,528.87		
8	県道小勝島公園線廃道敷地	阿南市橘町鍋浦17-2,22,54-5外	無	4,000.00		
9	八万東土地区画整理事業換地	徳島市山城西2-78	無	109.73	8,900,000	R2売却済
10	吉野本町団地県営住宅	徳島市吉野本町4丁目44-3	有	1,625.72		
11	田宮川旧河川用地	徳島市蔵本元町3-50-6	無	117.89		
12	旧港湾公共用地	阿南市橘町豊浜36-17	無	1,314.70		
13	旧朴野公舎跡地	那賀郡那賀町朴野字大西8-1	無	949.57		
14	阿波西高等学校敷地（旧職員公舎）（一部）	阿波市阿波町下喜来南255-5	無	286.98		
15	阿波西高等学校敷地（旧職員公舎）（一部）	阿波市阿波町下喜来南255-6	無	262.96		
16	旧水産高等学校敷地（一部）	海部郡美波町奥河内字弁財天23-14	有	3,091.62		
17	名西高校校長公舎	名西郡石井町石井字石井60-26	有	304.20	5,800,000	R2売却済
18	城西団地 2	徳島市名東町3丁目314-2	有	226.00		
19	小松島西高校校長公舎	小松島市中田町千代ヶ原17-19	有	228.16		
20	教職員公舎三加茂団地	三好郡東みよし町加茂2843番地5	有	2,140.15		
21	旧富田橋職員公舎跡地	徳島市富田橋5丁目5	無	443.44		
22	旧沖洲交番	徳島市南沖洲3丁目56-1	有	210.56	10,900,000	R3売却済
23	新港待機宿舎跡地	小松島市小松島町新港9-11	無	2,628.71		
24	旧島田駐在所	徳島市中島田町3丁目59-4	無	166.28		
25	旧川内町宮島駐在所	徳島市川内町宮島浜105-1	有	245.44		
26	旧県立高等学校総合寄宿舎麻植寮	吉野川市川島町栗村字山ノ神697-2	有	2,930.46	1,434,567	R3売却済
27	旧高瀬谷砂防設備跡地	美馬市美馬町境目183-15	無	770.10		
合 計			27件	51,089.65		

R2売却件数（R3.3.31時点）	2件	413.93	14,700,000
R3売却件数（R4.3.31時点）	2件	3,141.02	12,334,567
合計	4件	3,554.95	27,034,567

(議題 4)

その他

目的・意義

- ◆ 県内事業者がPPP/PFI手法に関する知識・ノウハウを習得し、競争力の強化を図ることによって、県内外での事業展開などの機会の創出につなげる。
- ◆ プラットフォームを通じて、広く参加者を募集し、PPP/PFIに関する知識・技術の習得を図ることによって、案件参加を促す。
- ◆ 企業マインドを守りから攻めに転換することによって、県下市町村の案件形成を促し、民間発案による「リユース・リノベーション・コンバージョンをうまく組み合わせた既存ストックの有効活用」や「既存施設を利用した官民複合施設の整備」のような、徳島県独自のPPP手法の構築を目指す。

平成30年度

徳島県内の産官学金で構成

プラットフォームの設立・始動

セミナー開催実績

第1回 プラットフォーム設立

日・場所 参加者	徳島会場 10月31日・徳島グランヴィリオホテル 67名（民間51・行政15・大学1）
	美馬会場 11月6日・美馬市穴吹農村環境改善センター 22名（民間13・行政9）
	阿南会場 11月7日・阿南市阿南ひまわり会館 18名（民間5・行政13）

主な内容
基調講演「なぜ、今、PPPが必要なのか？」
勉強会 ・PPP/PFIについて
・徳島県の取組みについて

第2回 PPP/PFIの企画提案に関する勉強

日	1月16日	場所	あわぎんホール
参加者	54名（民間46名・行政8名）		

主な内容
講演・勉強会
・PPP/PFI事業の企画提案について
・地元事業者によるPFI事業の実施について
・PFI事業におけるSPC・プロジェクトファイナンスについて

第3回 PFI案件候補に関する意見交換

日	2月26日	場所	あわぎんホール
参加者	44名（民間42名・行政2名）		

主な内容
官民対話
・県営住宅新浜町団地建替事業に係るワークショップ

令和元年度からの取り組み

事業者の企画提案力向上・継続的な案件形成

元年度

セミナー開催実績

第1回 地元事業者の企画提案力向上を目的として

日/場所	8月28日・アスティとくしま
参加者	35名（民間23名・行政12名）

主な内容
【講演・勉強会】
・事業提案書の作成技術向上のポイントについて
・PFI事業におけるファイナンスについて

第2回 案件形成を目的として

日/場所	1月22日・アスティとくしま
参加者	37名（民間33名・行政4名）

主な内容
【講演・情報提供・公民対話】
・公的不動産の有効活用について
・県有地の更なる活用に向けたワークショップ

※ 第3回は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催中止

2年度

第1回 地元事業者の企画提案力向上へ **ウェブ併用**

日/場所	11月26日・アスティとくしま
参加者	27名（民間20名・行政7名）

主な内容
【講演・勉強会】
・地元企業が取り組むPPP事業について

第2回 案件形成を目的として

日	2月26日 ウェブ開催
参加者	28名（民間18名・行政10名）

主な内容
【講演】
・公的不動産利活用事業 成功のポイント

3年度

第1回 案件形成を目的として

日	1月28日 ウェブ開催
参加者	26名（民間21名・行政5名）

主な内容
【講演】
・案件形成、事業化プロセスの事例紹介
・事業を進める上でのポイント

第2回 案件形成を目的として

日	3月25日 ウェブ開催
参加者	11名（民間9名・行政2名）

主な内容
【講演・官民対話】
・行政経営に活かす公共のアセットマネジメント
・県有地の利活用に向けた試行ワークショップ